

# 平成26年度事業計画

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 1 基本方針

- (1) 屋久島環境文化村構想の基本理念である「屋久島の自然環境の保護及び自然と人との共生する新しい地域づくり」を推進するため、各種事業を地域と連携しながら積極的に実施する。
- (2) 環境文化村センター及び環境文化研修センターについては、屋久島環境文化村構想の中核施設として、各種機能の充実及び利用の促進に努める。
- (3) 屋久島環境文化ボランティア活動の活性化に取り組み、ネットワークづくりを進める。また島内外団体の交流を推進する。
- (4) 屋久島環境保全募金を積極的に展開し、屋久島ファンクラブの加入促進、賛助企業の拡大を図るとともに、受託事業、収益事業により、公益目的事業に必要な資金の確保に努める。
- (5) 「世界自然遺産の島 屋久島」からの情報を発信するため、自然環境保全活動や環境教育活動を通じて国際交流を推進する。

## 2 事業計画

### [公益目的事業]

#### (1) 環境学習事業

- ① セミナー事業  
全国の方々を対象に、屋久島の里地の魅力や伝統行事、地場産業体験など新しい環境学習をメニューに加えた「自然・文化体験セミナー」を開催する。その中で、屋久島をフィールドとして自然と地域文化に対する理解を深め、自然と共生する態度を学ぶ。  
また、転勤者等新たに屋久島の住人になった方々を対象にした「まると屋久島研修講座」や屋久島在住者対象の「ふるさとセミナー」、「自然に親しむ集い」を実施し、屋久島の自然環境のすばらしさについて理解を深める。  
「屋久島里のエコツアー」については、町と共同で集落への立上げ支援を行い、「屋久島里めぐり推進協議会」事務局を運営する。  
また、屋久島の小学生を対象に、屋久島の自然環境を活かした野外体験活動や環境保全に係る活動を行う「屋久島こどもエコ隊」を編制し、屋久島の未来を担う子どもたちの環境に対する意識の向上を図る。
- ② 受入事業  
「宿泊研修」、「1日研修」、「短時間研修」のプログラムに基づき環境学習を目的とする幼児から大人までのグループを全国から広く受け入れ、人と自然との関わりを理解してもらうとともに、環境保全への意識を高める。
- ③ 鹿児島大学教育センターとの教育協定に伴う支援  
同大教育センターが実施する集中講座「鹿児島の環境文化」の講義の実施に伴う、屋久島のフィールド活動や学生が理解を深めるための支援活動を行う。

- ④ 人材養成事業  
屋久島町エコツーリズム推進協議会と連携して、エコツーリズムを推進する屋久島ガイドの資質や技能の向上を図るため、「屋久島ガイドセミナー」と「日赤救急法救急員養成講習会」を開催する。
- ⑤ 屋久島高校環境学習支援  
屋久島高等学校環境コースの生徒を対象に、生徒の研究テーマに合わせたフィールド活動を支援する。また、研修センターでの宿泊研修や県内外での研修へ参加することで、屋久島の自然、歴史、文化について理解を深め、知識の向上を図る。
- ⑥ 屋久島研究講座  
島民を対象に、屋久島をフィールドとして調査・研究している研究者や専門家を講師として招聘し、自然環境や歴史、文化などに関する「屋久島研究講座」を実施する。  
また、町内の希望団体を対象に、テーマに沿った講師を派遣する「出張屋久島研究講座」を実施する。
- ⑦ 研究者ネットワークの形成  
屋久島に関連する論文や報告集、著作物などを収集・整理し、屋久島島民や来島した研究者等への情報の提供を行うとともに、研究者や専門家による調査・研究内容を島民に紹介する場（屋久島研究講座等）を設けるなど、調査・研究成果の地元への還元を図る。
- ⑧ 環境学習ネットワークの形成  
島内の環境学習関連施設や環境学習に関連する機関等と連携し、事業の相互調整や互いの施設利用促進のための情報や意見の交換を行う。
- ⑨ 屋久島調査研究視察等への協力  
屋久島の自然保護活動や地域づくり活動、屋久島環境文化村構想に関わる調査研究・視察・取材等に対して、適切な情報提供を行う。
- ⑩ 学校教育への支援  
屋久島町立小学校の教育課程における補助教材として、財団が出版している「図説屋久島」を活用してもらい、子どもたちの環境学習を支援する。
- ⑪ インターンシップの実施  
環境関係の学部等で学ぶ学生に研修センターで職場体験をさせ、インストラクターとしてのスキルを学ばせる「インターンシップ」を実施する。

## (2) 環境形成事業

- ① 環境保全普及啓発  
屋久島での自然保護や環境保全の重要性を啓発するため、パンフレット等の配付による広報・宣伝に努める。
- ② 山岳部利用対策  
屋久島の山岳部の環境負荷を軽減するために導入された荒川登山口の車両規制（3月～11月）に関する周知・広報を関係機関と連携して実施するとともに、登山者のマナー向上のための指導を行う。  
また、山岳部における登山者利用施設の維持管理や山岳部の環境保全の充実を図るため、「屋久島山岳部保全募金」の積極的な周知・広報に努める。

- ③ 環境保全活動支援  
町やNPOなどで構成する「屋久島生物多様性保全協議会」への積極的な参画や屋久島をテーマに調査研究や保全活動を行っている研究者などに対する支援を行い、その研究成果を「屋久島研究講座」等で発表することにより、島内での環境保全活動の推進を図る。また、希少植物等への影響が指摘されているヤクシカについては、個体数調整に対する支援を引き続き行う。
- ④ 自然保護活動  
ウミガメ産卵の環境条件の向上を図るため、ウミガメ観察ルールの周知を図るとともに、遮光林の管理や環境省からの受託事業による海岸清掃を引き続き実施する。
- ⑤ 自然保護調査  
環境学習や自然観察の手引きとして、23年度に作成した「地質」を含めた6種類のガイドブック（植物、野鳥、海辺生物、昆虫、コケ）を活用し、自然保護についての普及活動を推進する。また、新たな分野の事前調査を実施する。

### (3) 交流推進事業

- ① 屋久島通信、まるりん通信等の発行  
「屋久島通信」(全国向け、年3回)、「まるりん通信」(島内向け、毎月)の内容充実を行う。
- ② ウェブサイト(ホームページ)の管理運用と情報発信  
平成25年度に刷新したウェブサイトの適正な管理運用を行うとともに、ウェブサイトの機能を活かした屋久島及び屋久島環境文化財団の迅速で解りやすい情報の発信に努める。
- ③ 屋久島ファンクラブの運営  
会員特典をさらに拡充し、着実なファンクラブ会員の増加を図る。また、出郷者会等と連携しながら、インターネットやメールを活用した情報提供を積極的に行うなど、会員のニーズに適切に答えるよう努める。
- ④ 環境文化芸術・スポーツ活動支援  
各集落に伝わる伝統芸能保存会や優れた芸術活動を行っている団体へ支援を行い、広く島民に発表してもらうことにより島民の環境文化意識の高揚を図る。また、島内の子どもたちへのスポーツ・文化芸術活動を支援することにより、環境保全・伝統文化の継承に関わる子どもたちの育成や地域づくりを促進する。
- ⑤ 環境文化ボランティアネットワークの形成  
島内外でのボランティア活動に関する情報を機関紙やホームページなどを通じて紹介し、交流を促進するとともに、島内ボランティア団体への支援を行い、屋久島におけるボランティア活動の活性化を図る。

### (4) 屋久島地域づくり支援事業

- ① エコツーリズムの推進  
屋久島町エコツーリズム推進協議会に参加し、関係団体等と協力し、屋久島におけるエコツーリズムの取り組みを推進するとともに、協議会が認定する屋久島ガイドに対して、研修機会や情報の提供を通して資質の高いガイドの育成を図る。

- ② 地域づくり支援  
島内で開催される各種イベントや屋久島の地域づくりのための活動に対し支援を行う。  
また、県、町、女性団体等と連携し、島内外に新しい魅力を発信するため、地元食材を活用した屋久島の郷土料理講習会の開催や新しい特産品開発への支援を行う。
- ③ 人材養成事業（再掲）  
町のエコツーリズム推進協議会と連携して、エコツーリズムを推進する屋久島ガイドの資質や技能の向上を図るため、「ガイドセミナー基礎講習会」と「日赤救急法救急員養成講習会」を開催する。
- ④ 屋久島研究講座（再掲）  
島民を対象に、屋久島をフィールドとして調査・研究している研究者や専門家を講師として招聘し、自然環境や歴史、文化などに関する「屋久島研究講座」を実施する。  
また、島内の希望団体を対象に、テーマに沿った講師を派遣する「出張屋久島研究講座」を実施する。

## (5) 国際交流

- ① 屋久島とニュージーランドとの交流支援  
屋久島町が姉妹木盟約を締結しているニュージーランドのファーノース及びカイパラ地区との自然環境保全についての相互交流を図るため、島内中学・高校生が渡航する際に必要な経費の一部について支援を行う。
- ② 大学留学生ホームステイ受入事業  
鹿児島大学の留学生を島内家庭で受入れ、留学生が島民と屋久島の暮らしを体験し、異文化交流を図るほか、併せて島民が外国人とのふれあいや海外へ視野を広げることを通して、屋久島を見つめ直す機会を提供する。
- ③ ウェブサイト(ホームページ)の管理運用と情報発信（再掲）  
平成25年度に刷新したウェブサイトの適正な管理運用を行うとともに、ウェブサイトの機能を活かした屋久島及び屋久島環境文化財団の迅速で解りやすい情報の発信に努める。

## (6) 屋久島環境文化村中核施設管理運営事業

- ① 指定管理者としての管理運営  
平成27年度までの指定管理者指定を受けて、島内宿泊施設等へのポスターの掲示、宿泊者への割引制度の実施、一般団体客ほか修学旅行生など団体客確保のための旅行エージェントへの積極的な働きかけなどにより利用料収入の増加に努めるとともに、LED化の推進や適切な冷暖房管理に努め、電気代などの維持経費の更なる節減を図り、効率的な運営を行う。
- ② 屋久島環境文化村センターの管理運営  
来館者への最新かつ的確な情報提供に努めるとともに、映像のデジタル化や展示ホールの「音声案内システム」（日本語・英語版）の運用により、来館者に対する利用サービスの向上を図るほか、特別企画展示の充実・強化や開館記念イベントの開催により島内外の人々の交流推進と施設利用の推進及び適正な施設設備の管理を行う。

- ③ 屋久島環境文化研修センターの管理運営  
各種セミナーの開催や鹿児島大学等の教育研究機関との利用契約等を推進し、さらに「里のエコツアー」をはじめ地域イベントとの連携や開館記念イベント等の実施により島内外の交流を推進するほか、これまで施設の利用がない団体へ積極的に広報活動することで施設利用の推進を図るとともに、適正な施設・設備の管理を行う。

## **【収益事業】**

### **(7) 書籍物品等販売事業**

財団の収益を確保し、公益目的事業を推進するため、各種財団オリジナルグッズ（カレンダー、てぬぐい、携帯ストラップ等）や屋久島関連書籍の販売を行う。

## **【法人会計事業】**

### **(8) 財団管理運営事業**

- ① 理事会・評議員会の開催  
財団の理事会（3回）、評議員会（2回）を開催する。  
公益財団法人として、自立的運営能力向上を図るため、引き続き基本財産の適正運用による収入増に努めるとともに、適正執行に努める。
- ② 管理運営の改善  
「安定した運営のできる財団」を目指して、職員の資質向上に努め、財団の効率的な管理運営や事業の見直しなど、引き続き積極的な改善に取り組んでいく。